第１章　現況と課題

第1章　現況と課題

１｜本市の現況

１）位置・自然・地勢及び気象

本市は、わが国の本土最北端に位置し、東はオホーツク海、西は日本海に面し、北は宗谷海峡を挟んで、サハリンを望み、利尻礼文サロベツ国立公園をはじめとする雄大で豊かな自然に恵まれた美しい風のまちです。また南側は豊富町と猿払村に隣接しています。

地勢は、ほぼ南北に縦走する２本の丘陵性山地と、これらの中間に発達する低地帯からなっています。特に東側の丘陵地帯は、南方ほど高さと幅を増すことから、市街地の形は、南に向かって広がる形となっています。

気象は、夏は涼しく冬は同緯度の都市に比較すると穏やかで、降雪量はそれほど多くありません。

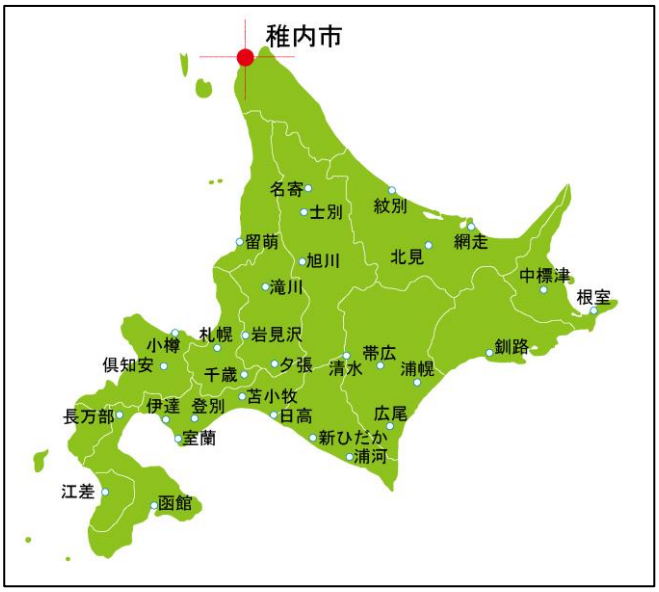

東：東経　142 度　 3 分 13 秒
西：東経　141 度　34 分　6 秒
南：北経　 45 度　10 分　9 秒
北：北経　 45 度　31 分 35 秒
総面積：761.47 ㎢
資料：H27　国土地理院

降水量（H27）　　：1,148.0mm
平均気温（H27）　　：7.8℃
最高/最低気温（H27）：26.1/-11.0℃
資料：H27　気象庁（稚内）

図４　稚内市の位置

２）土地利用

本市の市街地（下図に示す範囲）の面積は、約 1,900ha、その約６割が用途地域※、約４割は土地利用規制が緩い白地地域で占められています。

市街地の建築敷地の割合は、約５割が住居系、約２割が商業系となっています。

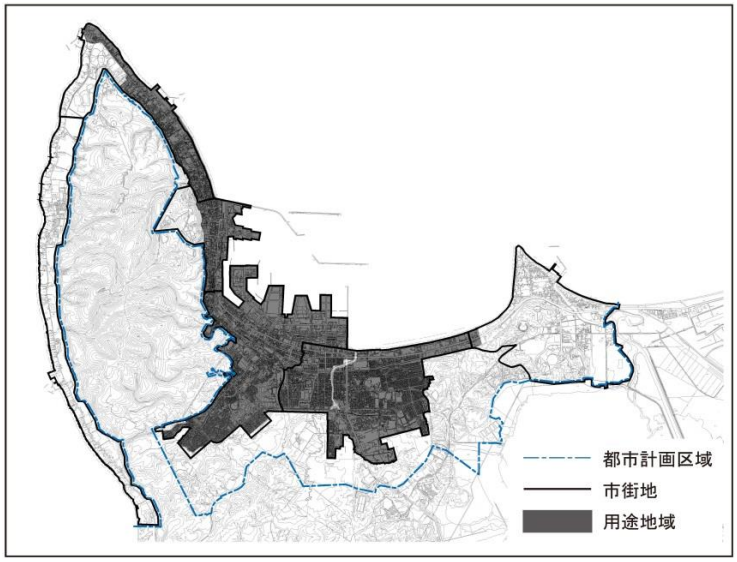

①市街地面積：1,919.8ha
（稚内市都市計画マスタープランで定めた６地区の範囲の面積）

②用途地域面積：1,090.9ha
（H28 都市計画決定）

③白地地域（６地区内）：829ha
（①市街地面積－②用途地域面積）

図５　稚内市の市街地区域

表１　建物敷地の現況

項　目	住居系	商業系	工業系	文教厚生	その他（漁業施設など）	合計
面　積	406.3ha	113.9ha	130.7ha	99.0ha	0.4ha	750.3ha
構成比	54.2%	15.2%	17.4%	13.2%	0.1%	100.0%

資料：都市計画基礎調査（平成 22 年 10 月 1 日現在）

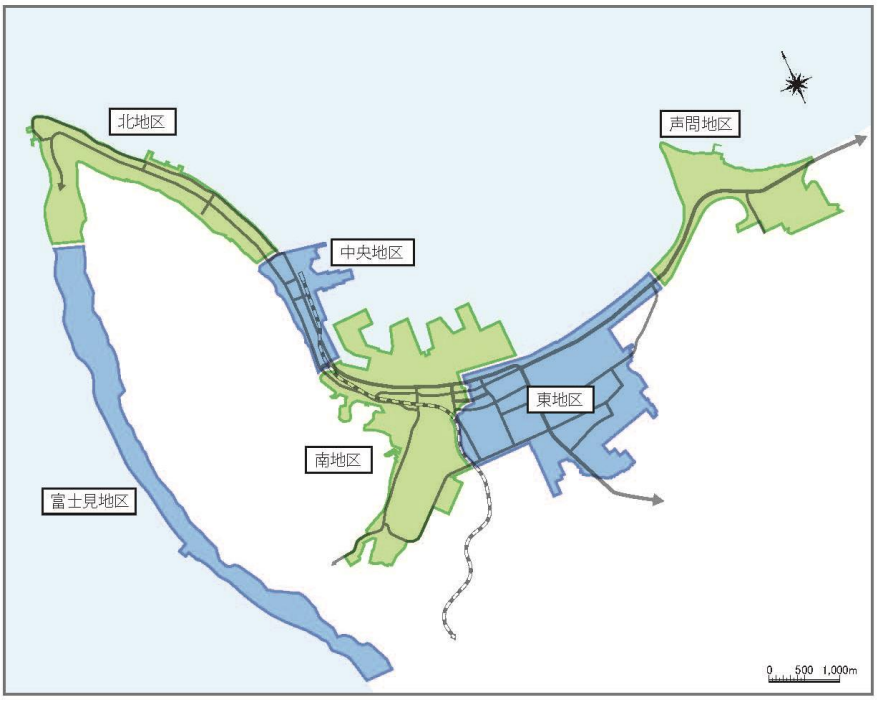

図６　地区区分

３）公園緑地の整備状況

稚内都市計画公園※は、平成 28 年の最終変更を経て、現在は 12 箇所、総面積約 151.51ha の街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、歴史公園及び広域公園を決定しています。

また、稚内都市計画緑地は、平成 12 年の最終変更を経て、現在は 1 箇所約 5.00ha を決定し、稚内都市計画墓園は、昭和 32 年の最終変更を経て、現在は 1 箇所約 12.64ha を決定しています。

表 2　都市計画公園・緑地・墓園の整備状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）

◎稚内都市計画公園の現決定状況及び整備状況

種別	公園番号	公園名	位置	面積	供用済		当初告示年月日
					面積	率	
街区	2･2･1	潮見公園	潮見５丁目	約　0.3　ha	約　0.3　ha	100.0%	S28. 3.24
	2･2･2	白樺公園	潮見１丁目	約　0.84　ha	約　0.84　ha	100.0%	S36. 6.17
	2･2･3	緑ヶ丘公園	緑１丁目	約　0.2　ha	約　0.2　ha	100.0%	S41.10. 4
	2･2･4	宝来公園	宝来４丁目	約　0.2　ha	約　0.2　ha	100.0%	S44.12.26
	2･2･5	港公園	港４丁目	約　0.07　ha	約　0.07　ha	100.0%	S53. 1. 9
	小　計		5 箇所	約　1.61　ha	約　1.61　ha	100.0%	
近隣	3･2･3	中央公園	中央２丁目	約　0.6　ha	約　0.6　ha	100.0%	S55. 5.28
地区	4･4･1	若葉公園	若葉台１丁目	約　6.3　ha	約　6.3　ha	100.0%	H28. 3.17
総合	5･5･1	稚内公園	中央１丁目	約　45.2　ha	約　45.2　ha	100.0%	S29. 3.30
	5･4･2	みどり公園	緑 4･5 丁目	約　12.1　ha	約　9.05　ha	74.8%	S44.12.26
	5･5･3	ノシャップ公園	ノシャップ	約　15.4　ha	約　15.4　ha	100.0%	S48. 5.18
	小　計		3 箇所	約　72.7　ha	約　69.65　ha	95.8%	
歴史	8･4･1	宗谷公園	宗谷	約　5.0　ha	約　0.8　ha	16.0%	S33. 9.19
広域	9･6･1	宗谷ふれあい公園	声問５丁目	約　65.3　ha	約　65.3　ha	100.0%	H 5. 6. 4
公園合計			12 箇所	約　151.51　ha	約　144.26　ha	95.2%	

◎稚内都市計画緑地の現決定状況及び整備状況

種別	緑地番号	緑地名	位置	面積	供用済		当初告示年月日
					面積	率	
緑地	1	天北緑地	末広 3,4,5 丁目	約　5.0　ha	約　5.0　ha	100.0%	S53.12.11

◎稚内都市計画墓園 の現決定状況及び整備状況

種別	墓園番号	墓園名	位置	面積	供用済		当初告示年月日
					面積	率	
墓園	1	稚内霊苑	中央１丁目	約　12.64　ha	約　7.4　ha	58.5%	S31. 4. 5

２｜緑資源の現況

１）公園緑地

本市の公園緑地は、総合公園が３箇所、地区公園・近隣公園が各 1 箇所、街区公園が 10 箇所あり、これら基幹公園の合計面積は 78.94ha となっています。この他、広域公園（道立公園）、特殊公園（風致公園）、墓園、都市緑地及び緩衝緑地が各１箇所あり、公園緑地の合計面積は 162.67ha となっています。

また、人口あたりの公園緑地面積は 44.9 ㎡/人となっており、北海道平均、線引き市町※平均、非線引き市町※平均より上回ります。一方で住区基幹公園の面積は 2.6 ㎡/人となっており、各平均より下回っています。

本市は、全市を対象とする大規模な公園が充実している一方で、市民生活の身近にある中小規模の公園が不足しています。

表３　公園緑地の箇所、面積

区　分		箇　所	面積(ha)	備　考
基幹公園計		15	78.94	
住区基幹公園	街区公園	10	2.39	都市計画決定されていない街区公園を含む
	近隣公園	1	0.60	中央公園
	地区公園	1	6.30	若葉公園
都市基幹公園	総合公園	3	69.65	稚内公園、ノシャップ公園、みどり公園
	運動公園	0	0.00	
大規模公園	広域公園	1	65.30	道立宗谷ふれあい公園
緩衝緑地等		4	18.43	
特殊公園	風致公園	1	5.60	声問公園
	墓園	1	7.40	稚内霊苑
都市緑地		1	5.00	天北緑地
緩衝緑地		1	0.43	ウエンナイ緑地
合　計		20	162.67	

区　分	箇　所	面積(ha)	備　考
その他公園	2	209.54	
宗谷岬公園	1	3.80	
メグマ沼自然公園	1	205.74	

（平成 28 年 3 月 31 日　稚内市）

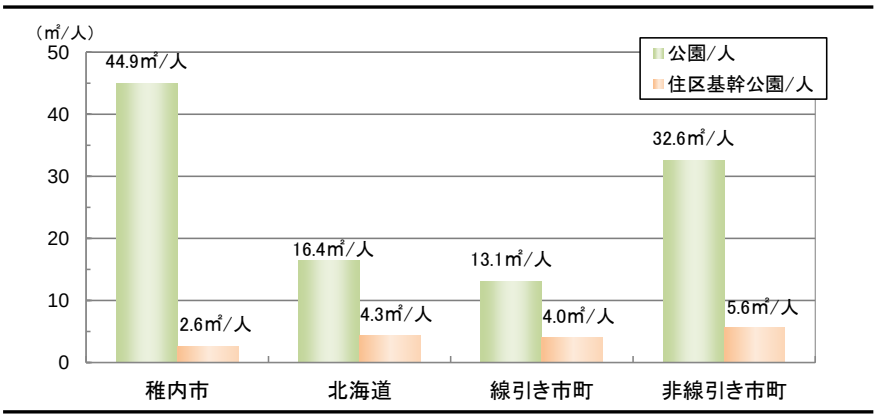

図７　公園緑地の他都市との比較

人口は平成 22 年度国勢調査、都市計画区域内人口(36,200 人)
稚内市は都市計画決定以外を含みます(その他公園を除きます)
一人当たり公園面積は、北海道の都市計画(北海道建設部都市計画課:平成 28 年 3 月)を参考に作成しました

２）施設緑地

施設緑地として、都市公園※に準ずる機能を持つ空地、緑地や公共公益施設の緑地部分があります。

主な施設緑地には、官公庁施設の緑地、文教施設の緑地、厚生施設の緑地、道路の緑地、河川の緑地、その他（広場、公営住宅、処理施設）の緑地があります。

表4　主な施設緑地（その１）

●官公庁施設	●文教施設（つづき）	●厚生施設（つづき）
国、北海道の施設 稚内簡易裁判所 稚内地方合同庁舎 稚内港湾合同庁舎 稚内港湾事務所 稚内公共職業安定所 稚内労働基準監督署 宗谷総合振興局 稚内保健所 稚内水産試験場 稚内警察署 陸･海･空自衛隊稚内分屯地 市の施設 市庁舎 水産・港湾施設 市地方卸売市場 稚内港国際旅客ターミナル ポートサービスセンター 副港市場 ●文教施設 教育施設 大谷幼稚園 鈴蘭幼稚園 富岡幼稚園 萩見幼稚園 ひかり幼稚園 稚内幼稚園 声問小学校 潮見が丘小学校 稚内中央小学校 稚内港小学校 稚内南小学校 稚内東小学校 潮見が丘中学校 稚内中学校 稚内東中学校 稚内南中学校 稚内高校 稚内大谷高校 稚内北星学園大学 北海道稚内養護学校 学校給食センター	文化施設 少年自然の家 青少年科学館 ノシャップ寒流水族館 開基百年記念塔/北方記念館 総合文化センター 日ロ友好会館 市立図書館 社会教育センター 社会教育センター　東分館 旧瀬戸邸 青少年会館 宗教施設 北溟禅寺 稚内念法寺 北門神社 南神社 岬神社 還来寺 西光寺 実明寺 真言寺 禅徳寺 大慶寺 大成寺 大徳寺 大林寺 道貫寺 法清院 法雲寺 妙照寺 龍海寺 量徳寺 ●厚生施設 保健・医療健康増進施設 市立稚内病院 市立稚内こまどり病院 市保健福祉センター 稚内温泉童夢	運動施設 総合体育館 温水プール水夢館 市体育館 緑体育館 体育センター（総合勤労者会館隣） 大沼球場 富士見球技場 市営球場（みどり公園内） 若葉球場（若葉公園内） 若葉球技場（若葉公園内） 緑庭球場 宝来庭球場 こまどりスキー場 こまどりパークゴルフ場 ソフトボール場（ノシャップ公園内） スポーツセンター武道館（ノシャップ公園内） スポーツセンターカーリング場（ノシャップ公園内） ノシャップ公園パークゴルフ場（ノシャップ公園内） 社会福祉施設 障害者支援施設　稚内はまなす学園 就労継続支援B型事業所　稚内市北光園 就労継続支援B型事業所　サポート末広 障害福祉サービス事業所　稚内第一木馬館 生活介護センター　あん デイサービスセンター潮見園 障害者地域活動支援センター　さろんきずな 総合福祉センター 社会福祉法人　稚内木馬館本部事務所 特別養護老人ホーム富士見園 養護老人ホーム富士見園 特別養護老人ホーム　稚内緑風苑 老人保健施設　ら･ぷらーさ デイサービスセンター富士見園 デイサービスセンターひだまり

表 5　主な施設緑地（その 2）

●厚生施設（つづき）	●街路樹等	●その他
地域活動コミュニティ施設 市地域交流センター 宝来地区活動拠点センター 東地区活動拠点センター 富岡･はまなす地区活動拠点センター 南地区活動拠点センター 北コミュニティセンター 声問コミュニティセンター 富士見コミュニティセンター 保育所 港保育所 白樺保育所 富岡保育園 もぐもぐ保育園 オアシス保育園 きらきら保育園 児童施設 東児童館 富岡児童センター 中央児童館 南児童館 港ふれあいセンター	国道・道道 国道40号 国道238号 主要道道稚内･天塩線 一般道道宗谷ふれあい公園線 市道 中央2条通 中央8条通 本通南線 大黒南4条通 富岡23号通 富士見1号通 大黒12条通 大黒3号通 青葉通 潮見南5条通 潮見8条通 稚内はまなす線 緑富岡環状線	広場 恵山泊漁港公園 わんぱく冒険広場 ちびっこ広場 JR 稚内駅前広場 JR 南稚内駅前広場 公営住宅 富士見団地 恵比須団地 宝来団地 緑ヶ丘団地 末広団地 潮見団地 声問団地 中央団地 はまなす団地 富岡団地 であえーる大黒団地 水道・衛生施設 下水終末処理場 萩が丘浄水場

３）都市計画区域内の緑被

都市計画区域※内の緑被量合計は 1,215ha となっており、都市計画区域※面積約 2,587ha の 47.0%を占めます。

緑被の地区分布は「声問地区」が 28.7%と最も多く、続いて「東地区」が 23.1%、「富士見地区」が 17.8%の順となっています。

緑被率※が最も高い地区は「声問地区」が 86.4%、続いて「富士見地区」が 81.5%、「東地区」が 55.5%となっています。一方、緑被率※が最も低い地区は「中央地区」が 43.2%、続いて「南地区」が 45.1%となっています。従来の市街地の緑被率※が低く、郊外地域及び新規市街地において緑被率※が高い状況となっています。

緑被の内容は「草地」が 40.4%と最も多く、続いて「土・荒地」が 11.8%、「樹木」が 8.6%の順となっています。これを地区別にみると、「草地」の比率が多い地区は「声問地区」の 58.2%、「樹木」の比率が多い地区は「中央地区」の 21.2%、「土・荒地」の比率が多い地区は「東地区」の 15.6%となっています。「中央地区」は緑被面積及び比率とも最も低いものの、「樹木」が多いため緑の質は高い状況です。

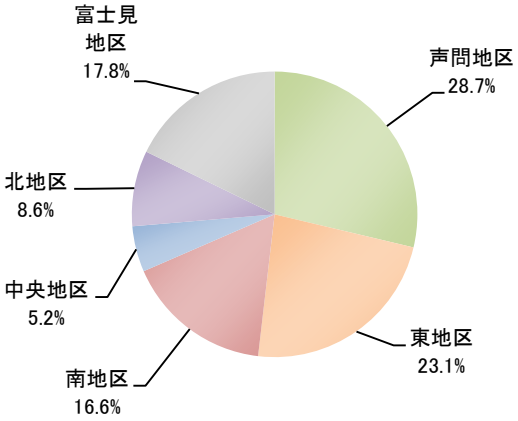

図8　緑被の地区分布

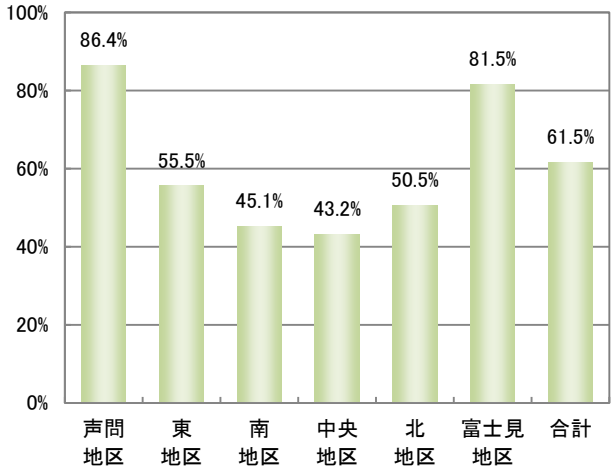

図9　緑被率の地区別状況

表6 緑被量の状況（地区別）単位：ha

地区名	緑被面積	構成比
声問地区	349	28.7%
東地区	281	23.1%
南地区	202	16.6%
中央地区	63	5.2%
北地区	104	8.6%
富士見地区	216	17.8%
合計	1,215	100.0%

表7 緑被率の状況（地区別）単位：ha

地区名	総面積	緑被面積	構成比
声問地区	404	349	86.4%
東地区	506	281	55.5%
南地区	448	202	45.1%
中央地区	146	63	43.2%
北地区	206	104	50.5%
富士見地区	265	216	81.5%
合計	1,975	1,215	61.5%

表8 緑被量の状況（地区別・種別）　　単位：ha

地区名	1 声問地区		2 東地区		3 南地区		4 中央地区		5 北地区		6 富士見地区		区域内合計	
総面積	404	100.0%	506	100.0%	448	100.0%	146	100.0%	206	100.0%	265	100.0%	1,975	100.0%
草地	235	58.2%	168	33.2%	112	25.0%	27	18.5%	81	39.3%	175	66.0%	798	40.4%
樹木	45	11.1%	32	6.3%	46	10.3%	31	21.2%	7	3.4%	8	3.0%	169	8.6%
土・荒地	62	15.3%	79	15.6%	42	9.4%	5	3.4%	16	7.8%	29	10.9%	233	11.8%
川・水面	7	1.7%	2	0.4%	2	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	4	1.5%	15	0.8%
緑被以外	55	13.6%	225	44.5%	246	54.9%	83	56.8%	102	49.5%	49	18.5%	760	38.5%
緑被計	349	86.4%	281	55.5%	202	45.1%	63	43.2%	104	50.5%	216	81.5%	1,215	61.5%

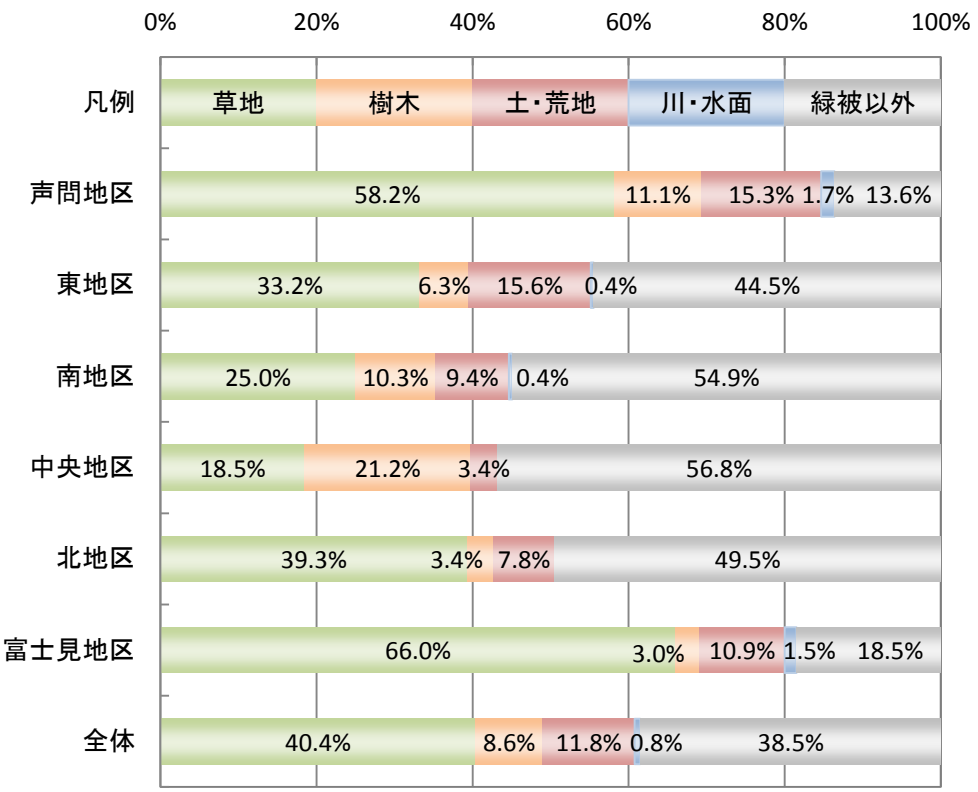

図10　緑被の地区別内容

３｜系統別の緑資源

１）環境保全系統

環境保全系統の緑としては、都市の骨格となる緑地、および市民生活の身近にある小規模な緑地のうち、野生生物の生息地、自然環境への負荷軽減に資する緑地があります。

①都市計画区域は海に面しており、身近に海岸線による水辺等がある

都市計画区域※の北側および西側は海に面しており、海岸線や市街地を東西に結ぶ道路などにより骨格が形成され、緑豊かで潤いのある緑資源を有しています。

②市街地の背後には海岸段丘による緑がある

市街地の西側には保安林など担保性の高い森林が広がっており、市街地の外縁を形成しています。一方、南側は地域森林計画対象民有林※が点在しています。後背地の丘陵部から市街地を横断し海岸まで複数の小河川が流れており、魚や水生生物などの貴重な生息地となっている一方、エゾシカなど野生鳥獣の被害が近年増加しています。

③総合公園、広域公園など拠点となる公園がある

公園緑地としては、拠点となる大規模な公園として総合公園が３箇所、広域公園が１箇所確保されています。

＜海岸線による緑の骨格＞

＜稚内森林公園＞

＜ウエンナイ川＞

＜道立宗谷ふれあい公園から大沼を望む＞

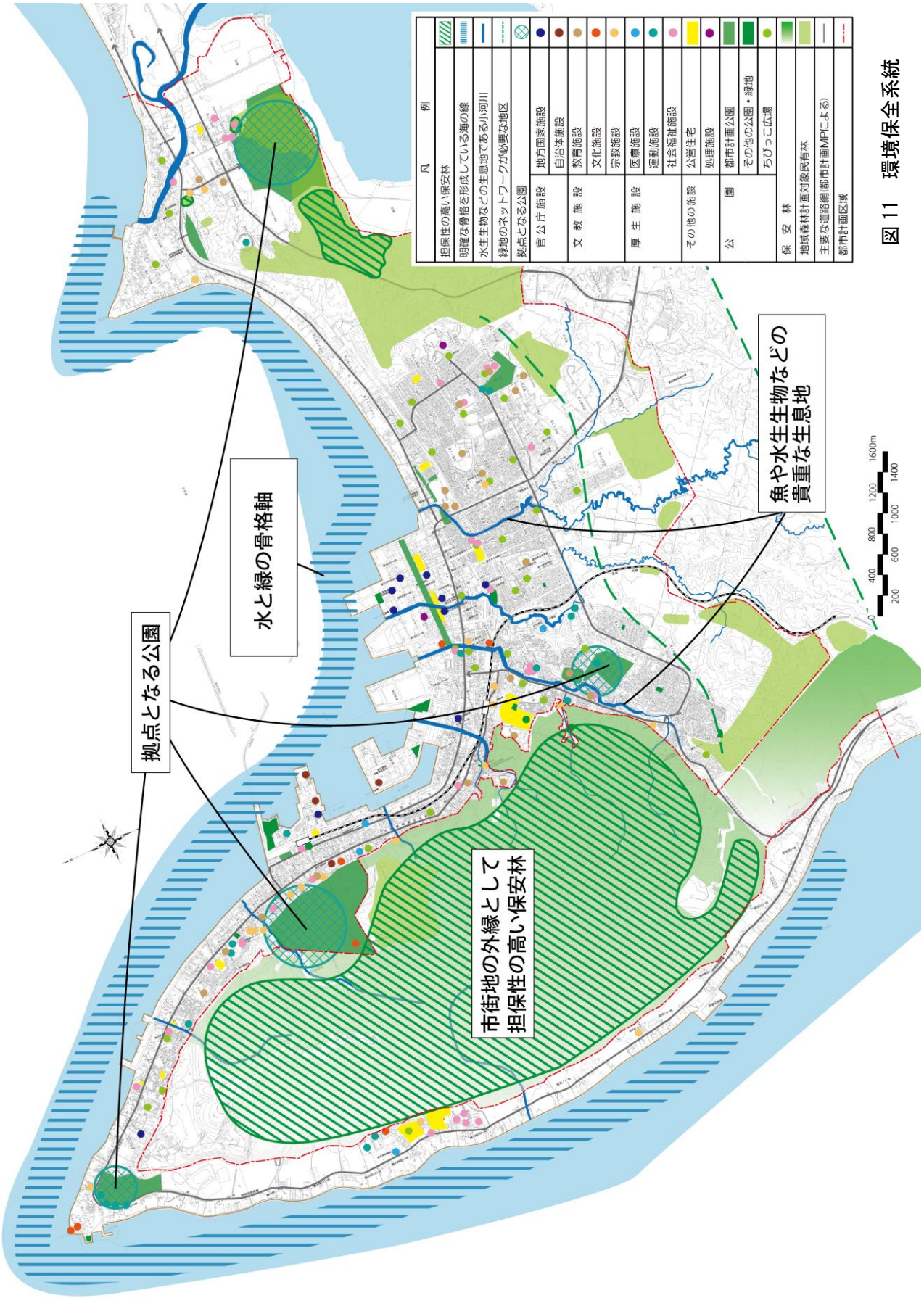
凡　例
担保性の高い保安林
明確な骨格を形成している海の線
水生生物などの生息地である小河川
緑地のネットワークが必要な地区
拠点となる公園
官公庁施設
地方国家施設
自治体施設
文教施設
教育施設
文化施設
宗教施設
厚生施設
医療施設
運動施設
社会福祉施設
その他の施設
公営住宅
処理施設
公園
都市計画公園
その他の公園・緑地
ちびっこ広場
保安林
地域森林計画対象民有林
主要な道路網(都市計画MPによる)
都市計画区域
水と緑の骨格軸
拠点となる公園
魚や水生生物などの貴重な生息地
市街地の外縁として担保性の高い保安林
0
200
400
600
800
1000
1200
1400
1600m

図 11　環境保全系統

２）レクリエーション系統

レクリエーション系統の緑としては、レクリエーション需要の多様化や自然とのふれあいに対する需要の高まりに対応するための緑地があります。

①大規模な公園や地区の中心となる公園・緑地によるネットワークがある

拠点となる大規模な公園として広域公園である道立宗谷ふれあい公園や、稚内屈指の観光スポットである稚内公園などの総合公園が３箇所設置されています。その他、地区の中心となる公園・緑地として地区公園が１箇所設置されているなど、週末レクリエーションの場となっています。

②稚内の自然の魅力が感じられるレクリエーション動線が確保されている

市街地西側の森林（育みの里）には自然散策路、道立宗谷ふれあい公園付近においてミルクロードと大沼との間には遊歩道が設置され、稚内ならではの自然の魅力を感じることができるため、全市的な緑のネットワークに組み込むことや、認知度の向上を図る必要があります。

③徒歩圏に身近な街区公園、広場がある

市民生活の身近な緑として街区公園が 10 箇所、その他の公園緑地、ちびっこ広場が確保されており、徒歩で行ける日常的なレクリエーションの場となっています。

市街地の多くは身近な公園の誘致圏内ですが、圏外も一部に残されています。

東地区には、地区公園及びこれに準ずる公園・緑地が確保されており、地区の中心となる公園緑地が確保されています。

④ウエンナイ川には水辺の空間がある

市街地を流れるウエンナイ川は親水※性の高い河川空間であり、河川敷を生かした日常的なレクリエーションの場となっています。

＜道立宗谷ふれあい公園：広域公園＞

＜ノシャップ公園：総合公園＞

＜天北緑地：緑地＞

＜中央公園：近隣公園＞

＜ひばりヶ丘公園：街区公園＞

＜こまどり４広場＞

＜ウエンナイ緑地＞

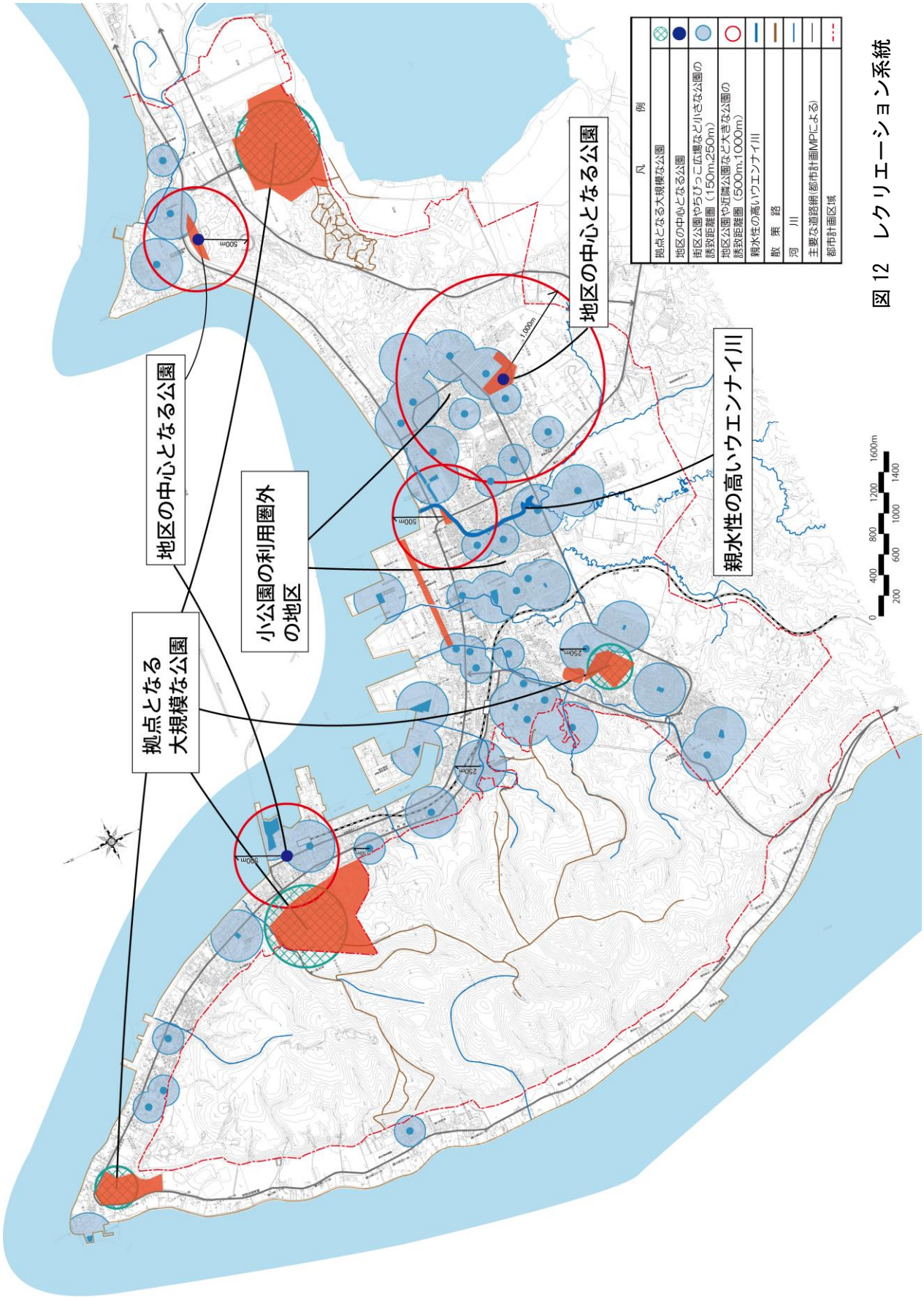

図 12　レクリエーション系統

３）防災系統

防災系統の緑としては、災害の防止、災害時における安全な避難、都市公害の緩和に対処できるような緑地があります。

①市街地に急傾斜地や河川がある

市街地には急傾斜地※が多くありますが、特に西側は保安林の保全や植林などにより災害の予防を図る必要があります。また、ウエンナイ川の治水対策が完了し災害の危険性が低下していますが、治水対策が必要な自然河川が市街地内に残されています。

②市街地と公園緑地をむすぶ避難経路がある

市街地には指定緊急避難場所※に指定されている公園が配置されており、災害時にこれら公園緑地への避難路が確保されています。また、工業地と住宅地の緩衝緑地として天北緑地が確保されています。

③街路樹が未整備である

市内道路の一部には街路樹が整備されており、災害の防止や歩道の設置により避難路として活用が可能ですが、都市計画道路※の未整備区間において街路樹の植栽が行われていない状況にあります。

＜市街地の西側は急傾斜地＞

＜稚内公園：指定緊急避難場所＞

＜天北緑地：緩衝緑地＞

＜大黒12条通＞

＜潮見南5条通＞

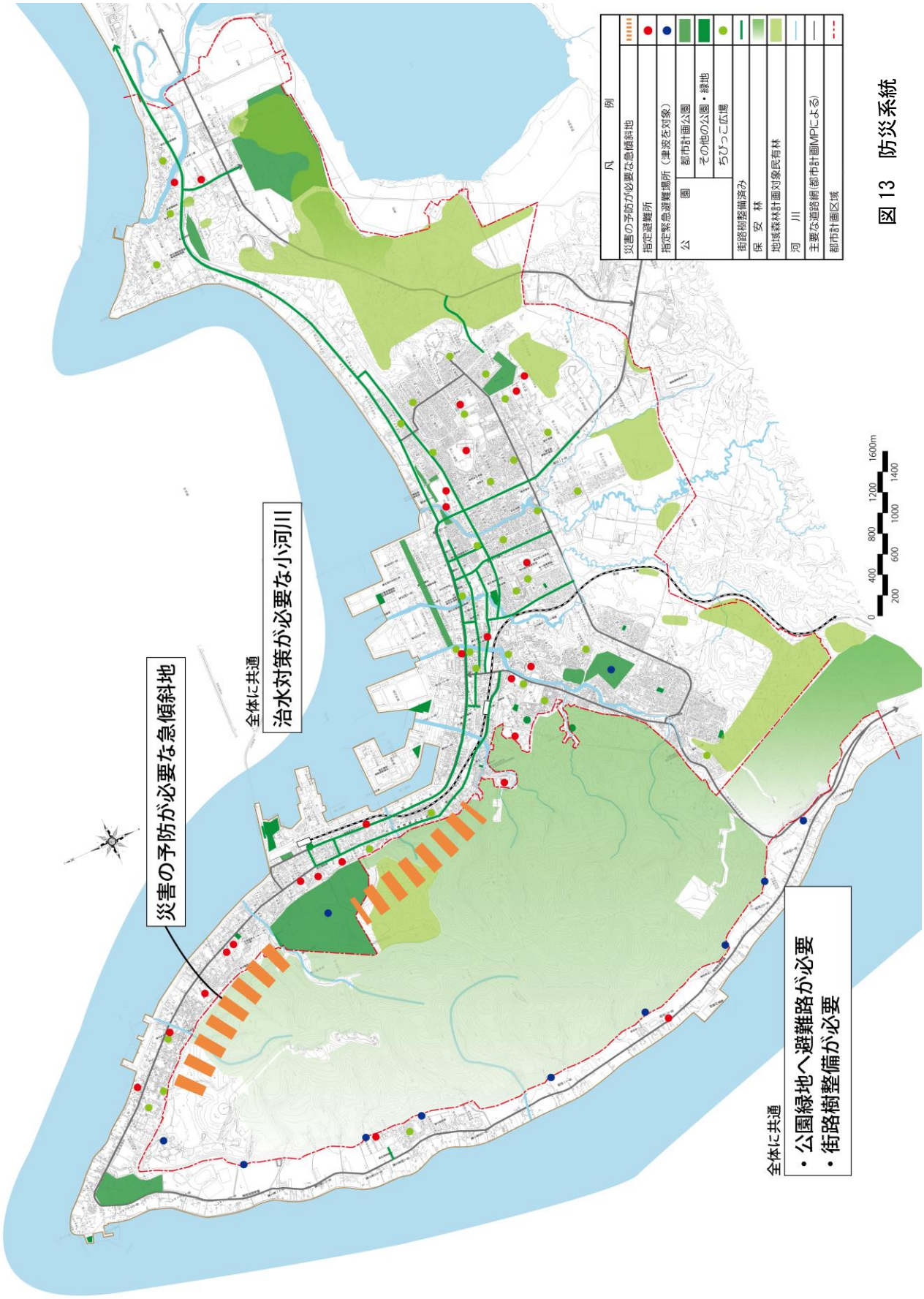
災害の予防が必要な急傾斜地
全体に共通
治水対策が必要な小河川
全体に共通
・公園緑地へ避難路が必要
・街路樹整備が必要
凡　例
災害の予防が必要な急傾斜地
指定避難所
指定緊急避難場所（津波を対象）
公　園
都市計画公園
その他の公園・緑地
ちびっこ広場
街路樹整備済み
保　安　林
地域森林計画対象民有林
河　川
主要な道路網(都市計画MPによる)
都市計画区域
0
200
400
600
800
1000
1200
1400
1600m

図 13　防災系統

４）景観系統

景観系統の緑としては、市街地の背景となる緑地、稚内らしい景観を形成する緑地、ランドマークやシンボルとなる緑地など特色あるまちづくりに資する緑地があります。

①市街地の背景としての緑がある

市街地の西側の急傾斜地※は、市街地の背景として特徴的な景観を形成しています。

②鉄道沿線の景観ポイントがある

鉄道による稚内への来訪者にとって、市立稚内こまどり病院の周辺は鉄道沿線の景観変化点となっており、本市のイメージを印象づける良質でシンボリックな景観を形成しています。

③ポプラや線路跡地など稚内の歴史的な景観資源がある

市役所近くに残るポプラの木、ＪＲ旧天北線の線路跡地などは本市の近代化の遺産であり、周辺環境を含めた景観を形成しています。

また、北海道遺産である稚内港北防波堤ドームや、国の登録有形文化財に登録され稚内の漁業の歴史を伝える旧瀬戸邸や、第一副港には稚内副港市場があり、かつて底引き網漁などで栄えた漁業基地などの歴史的な景観資源があります。

④水辺や眺望と一体化した緑がある

ウエンナイ川は市街地における貴重な親水※空間となっています。市街地を流れるその他の小河川についても水を感じられる空間があります。道立宗谷ふれあい公園や稚内公園は眺望点として優れており、周辺環境を含めて眺望景観を形成しています。

＜稚内港北防波堤ドーム＞

＜旧瀬戸邸＞

＜副港市場＞

＜ポプラ（稚内総合文化センター）＞

＜稚内公園からの眺望＞

＜夕日が丘パーキングからの眺望＞

＜道立宗谷ふれあい公園からの眺望＞

凡　例
貴重な親水空間であるウエンナイ川
優れた眺望点
持続的な景観を形成している急傾斜地
歴史的な景観資源であるポプラの木、JR旧天北線跡地、稚内港北防波堤ドーム、旧瀬戸邸、稚内副港市場
景観の変化点として良質でシンボリックな景観が形成
官公庁施設
地方国家施設
自治体施設
文教施設
教育施設
文化施設
宗教施設
厚生施設
医療施設
運動施設
社会福祉施設
その他の施設
公営住宅
処理施設
公園
都市計画公園
その他の公園・緑地
ちびっこ広場
保安林
地域森林計画対象民有林
河川
主要な道路網(都市計画MPによる)
都市計画区域
優れた眺望点
歴史的な景観資源である
ポプラの木、ＪＲ旧天北線跡地、
稚内港北防波堤ドーム、
旧瀬戸邸、稚内副港市場
貴重な親水空間である
ウエンナイ川
良質でシンボリックな景観
変化点
優れた眺望点
持続的な景観を
形成している急傾斜地
優れた眺望点
0
200
400
600
800
1000
1200
1400
1600m

図 14　景観系統

４｜市民の緑に関する意識

緑の基本計画を策定するにあたり、緑の基本計画アンケート調査（平成 28 年度）を実施し、市民意向を把握しました。また、稚内市都市計画マスタープラン※のアンケート調査（平成 25 年度）結果について、緑について数多くの意見が寄せられていることから、この内容についても整理します。

２つのアンケート結果を整理すると以下のとおりとなります。

１）緑の基本計画アンケート調査結果

①緑の量について

緑の量が少ない地域として、「海岸・港」、「市街地」及び「河川敷地」、緑の量が減った地域は、「自然」、「市街地」及び「海岸・港」があげられています。

このため、港湾地区における緑の確保や道路空間など公共空間の緑化、並木などによる河川敷地の緑化及び公有林、民有林への植樹を進め、緑量を確保していく必要があります。

②緑の質について

緑の質が満足な地域として、「自然」、「公園・緑地」及び「市街地」、緑の質が不満な地域は、「市街地」、「海岸・港」及び「公園・緑地」があげられています。

このため、さらなる緑化形成や、公園への遊具、休憩施設などの施設の更新・充実により、緑の質を向上させていく必要があります。

③緑の保全について

特に守るべき緑として、「公園・緑地」、「学校・公共施設」及び「街路樹」があげられています。

このため、公園・緑地、学校など公共敷地及び道路空間において、健全な樹木の生育環境が確保されるよう適切な維持管理を行い、緑を保全していく必要があります。

④緑の整備の方向性について

緑について問題と思われることとして、「公園の数が少ない」、「公共施設に緑が少ない」及び「街路樹が少ない」、公園の数については「公園の数は足りている（今ある公園を維持する）」があげられています。

このため、住区基幹公園として街区公園、近隣公園及び地区公園の適正配置、積極的な公共施設用地や主要な道路空間への緑化を進めていく必要があります。

⑤緑の市民参加・協力の状況について

市民が実践している活動として、「庭や家の周りなどで花木を育てる」、「ベランダや室内などで花木を育てる」及び「特にない」があげられています。

このため、市民による緑化を促進していくことや、緑に関するイベントなどの開催による啓発活動などにより、個人の空間から公的な空間への緑化を展開していく必要があります。

⑥公園整備の方針について

公園の利用が多い世代は子育て世代である 30 代で、利用目的としては「遊び（遊具）」が多い状況です。他の世代は一人での「散歩」や「休憩」が多いことから、子育て世代に対応していくための遊具の充実及びリニューアルを行っていく必要があります。

また、公園全体で足りないものは「緑豊かな自然」と「街なかの公園」、遊び・運動で足りないものは、「遊具」、「子ども用遊具」及び「ランニングできるところ」となっていることから、前述の遊具に加え、緑豊かなゆったりくつろげる公園緑地づくりと、ジョギング、散歩及び休憩ができる緑のネットワーク形成を行っていく必要があります。

その他、緑で足りないものは、「樹木が多い公園」、「芝が管理された公園」及び「木陰、季節の花が植えられている公園」、休憩施設などで足りないものは「ベンチなど休憩施設」、「トイレ」及び「水飲み台」、維持管理で足りないものは、「維持管理された公園」、「緑の手入れ」となっているため、樹木の剪定や芝刈りなど維持管理並びにトイレや水飲み台の増設などの維持管理を充実していく必要があります。

以上から、公園の整備にあたっては、子育て世代への対応と癒しを考えた公園・緑地のネットワークを形成していく必要があります。

⑦緑の保全方針と手法について

緑を保全していくために必要な取り組みとして、「公園・学校・公共施設の敷地や道路への積極的な緑化」、「市民、ＮＰＯ・企業、行政の協働による緑の維持管理」及び「市民の緑化活動への行政の支援」があげられています。

このため、市民による緑化が可能な敷地を確保しながら、市民などが参加可能な緑の維持管理の内容について考え、木苗、花苗の配布など行政による支援策を検討する必要があります。

⑧緑の行政の関与・支援について

緑のまちづくりについて行政に望むこと・支援して欲しいこととして、「公園・緑地や街路樹などの緑を増やす」、「河川・公共施設などの緑を増やす」及び「緑に関するイベントの開催を充実させる」があげられています。

このため、公園・緑地や河川緑地などの緑の量の増加と、緑に関する啓発活動を実施していく必要があります。

⑨緑の市民参加・協力意向について

市民が今後実践していきたい活動として、「庭や家の周りなどで花木を育てる」、「特にない」及び「ベランダや室内などで花木を育てる」との意見が多くなっていますが、「緑に関するイベントに参加する」、「公園や歩道の花壇づくりや植樹に参加する」といった意見もあげられています。

このため、稚内の気候にあったガーデニングセミナーや花や樹木のあるライフスタイルを提案していくだけではなく、市民主体で緑を育める施策などを検討する必要があります。

⑩緑の重点整備・保全地区について

特に緑を増やしたいと思われる場所として、「駅周辺・中心市街地」があげられているため、ＪＲ稚内駅を中心とした中心市街地について公的な敷地や主要な道路の並木づくりなど、緑化をより一層推進していく必要があります。

⑪緑の施策方針について

稚内の緑のあり方として、「誰もが利用しやすい緑を増やす」、「子どもが利用しやすい公園・緑地を増やす」及び「災害を減らすことができ、災害時に役立つ公園・緑地を増やす」があげられているため、子育てへの配慮と誰でも気軽に訪れることができる公園・緑地整備や、津波からの避難路の確保と避難場所となる公園・緑地を確保していく必要があります。

⑫その他について

その他の意見として公園整備については、「地域にふさわしい個性あふれる公園再整備」や、「稚内の眺望や利尻富士の景観など稚内ならではの風景が楽しめる公園緑地などの拡充と周知」といった意見があります。

また、植栽については「桜並木の整備」、「稚内の気候に合った樹種の選定」、「交通安全に配慮した街路樹の維持管理」、その他「エゾシカなど野生鳥獣対策」、「町内会などへの公園管理委託」や「ボランティアの育成及び登録制度の検討」といった意見があげられています。

２）稚内市都市計画マスタープランのアンケート調査結果

表９　稚内市都市計画マスタープランアンケート調査結果（１）

４つの基本方針	１２の施策方針	主な自由意見（件数）
拠点となる緑をつくる	総合公園等の保全・緑化	・犬の散歩など公園利用マナーの向上（森林公園、天北緑地）（10） ・憩いの場となる稚内公園にする（8） ・バスケット、サッカー、テニスなど運動施設が欲しい（8） ・稚内公園の開園期間の延長（3） ・ドッグランの整備（1） ・稚内公園のバリアフリー化（1） ・ノシャップ岬に木陰が欲しい（1） ・稚内公園の風車と足湯の復活（1） ・稚内公園のスキー場跡地の有効利用（1） ・スポーツセンターや体育センターの整備（1） ・海を利用した施設整備（1）
	広域公園の保全・緑化	・遊具の充実（壊れるなどして減っている）（35） ・憩いのスペースを確保する（8） ・芝刈りなど維持管理の充実（3） ・小さな子と大きな子の遊ぶ場所を分ける（1） ・バリアフリー（駐車場と建物が離れすぎ）（1） ・展望台の冬期間の開園（1）
	中心市街地の緑化による顔づくり	・室内遊戯施設を中心部に設置（砂場を室内に設置）（7） ・ＪＲ稚内駅周辺への花壇設置（6） ・ゴミなど公園利用マナーの向上（5） ・防犯（2） ・小さな子と大きな子の遊ぶ場所を分ける（キタカラ）（1） ・人を集める（噴水やきれいなトイレの設置）（1）
軸となる緑をつくる	幹線道路網の緑化	・花壇の設置（14） ・休みながら散歩できる環境づくり（5） ・花壇の維持管理の充実（2） ・高木による緑化推進（1） ・稚内の気候にあった樹種選定（1） ・四季を感じる樹種選定（1） ・町内会と学校が協力して花のまち並みづくり（1） ・花壇づくりのボランティアを促進する（1）
	幹線道路網と公園や河川のネットワーク	・津波避難路の確保（富岡、宝来）（13） ・河川敷地の親水性確保（10） ・河川敷地の維持管理（清掃・ボランティア）（6） ・ウォーキング、ジョギング、サイクリング（5） ・氾濫対策（クサンル川）（4） ・港の緑地の有効活用（3） ・避難場所と避難経路の周知（3） ・河川への排雪方法のルールづくり（1） ・並木がある河川の風景づくり（1） ・融水時の浸水対策（緑地区）（1） ・河川敷地の防犯（外灯）（1） ・稚内全体の公園緑地の案内（公園緑地マップ）（1）
	鉄道沿線の緑化	
	生物多様性	・シカやクマの駆除、あるいは共生（2） ・サケがのぼる河川環境づくり（堰の工夫）（1） ・カワセミが棲む河川環境づくり（1）

表 10　稚内市都市計画マスタープランアンケート調査結果（２）

４つの基本方針	１２の施策方針	主な自由意見(件数)
市街地をかこむ緑をつくる	公有林の保全・緑化	・防風林の整備(1) ・稚内全体を見渡せる眺望ポイントの確保(1) ・利尻富士を見渡せる眺望ポイントの確保(1) ・声問ミルクロードの眺望確保(1)
	民有林の保全・緑化	・山に植林して海を豊かにする(1)
	民有林の担保性向上	・緑を楽しむ方法を考える(1)
身近な緑をふやす	小規模公園の新設・更新	・住宅地への公園新設（朝日、富岡、緑、市街地全体）(46) ・遊具の充実（壊れるなどして減っている）(21) ・維持管理の充実（芝、水飲み台、トイレ）(12) ・子どもが遊べる公園が身近な場所に欲しい(7) ・公園への堆雪を考える（冬の遊び、避難場所）(7) ・利用される公園整備(4) ・有害鳥獣の駆除（カラス、キツネ）(3) ・公園敷地の担保と整備推進(3) ・公園の周知（公園マップの作成）(2) ・公園の集約化(1) ・気軽に緑に触れ合える(1) ・子どもが遊べる芝生広場が欲しい(1) ・花や緑がきれいな公園(1) ・公園の利用マナーの向上（花火）(1)
	地区の中心となる公園の確保	・花や緑による憩いの場所づくり(6) ・子どもにとって魅力ある遊具の設置(2) ・町内会の中心となる公園の確保(1) ・人通りの多い場所への公園配置(1) ・オムツ交換できるトイレの設置(1) ・稚内の冬を活用した公園づくり(1) ・雪中サッカーなど冬の遊びが可能な空間を確保する(1) ・開放的な公園づくり(1) ・個性豊かな公園づくり(1) ・子育て中の親の意見を取り入れた公園づくり(1)
	公共施設・民間施設の緑化	
その他		・避難建築物の整備(8) ・遊園地やレジャー施設の整備(3)

注）この表は、平成25年度に実施した稚内市都市計画マスタープランアンケートにおいてあげられた緑に関する自由意見について、改定前の緑の基本計画の「４つの基本方針」、「１２の施策方針」に分類したものである。

５｜関連計画の整理

１）第４次稚内市総合計画（平成 21 年 3 月策定）

緑の基本計画が即する第４次稚内市総合計画※の施策は「自然環境を守り共存を図る」が該当し、その施策の目的、施策の主な内容及び協働の指針については以下のとおりです。

①施策の目的

子どもから高齢者まで、心豊かに暮らすことができる美しい自然環境を後世に引き継ぎ、人と自然が共生する社会を実現します。

②施策の主な内容

【自然環境の保全】

・利尻礼文サロベツ国立公園をはじめとする湿地や海岸など、優れた自然環境と風景の保全を図ります。また、水源地の水辺環境、森林、緑地などの保全を図るとともに、限りある自然資源である温泉の保護を図ります。

【自然環境の活用】

・豊かな自然環境を活用した体験活動の充実を図ります。また、エコツーリズムなど、自然を活かした地域振興策について検討します。さらに、温泉を保護し、その適正な利用を図ります。

【自然教育の推進】

・樹木や身近な動植物との触れ合い、自然との共存を通じ、郷土愛の心、生きる力をはぐくむための自然教育の推進に努めます。

【動植物との共存】

・関係機関と連携して、人と鳥獣の共生に十分考慮しながら、有害鳥獣※の駆除も含めた適正管理を行うとともに、希少な動植物の保護に取り組みます。

③協働の指針

【市民・地域・事業者等が行うこと】

・自然環境の保全について関心を持ちます。学習の機会や保全活動に積極的に参加します。

【市が行うこと】

・市民などに対する啓発を行います。

・関係機関と連携を図り自然環境の保全に努めます。

２）稚内市都市計画マスタープラン（平成 27 年 3 月改定）

本市は、平成 27 年 3 月に稚内市都市計画マスタープラン※の改訂版を定めています。その中で緑の施策に係る部分は以下のとおりです。

①市街地周辺の自然環境の考え方：海と緑を実感できる街並みを目指します

稚内の市街地を取り囲む森林は、市民の身近な緑として親しまれているとともに、大雨の際に市街地を災害から守るという役割も担っており、多様な機能を持つ貴重な緑資源として、積極的に守り、育てます。

また、ノシャップ岬や富士見から望む、海に沈む夕日の美しさは、稚内が誇ることのできる優れた景観のひとつであり、海が持つ自然環境を活かしたまちづくりなど、海との連携を強く持ち、海の豊かさを実感できる市街地を目指します。

②土地利用・都市交通構造の基本的な考え方

【都市間、地域間を結ぶ交通網】

・都市間を連絡する道路、鉄道について、迅速で安全な高速交通ネットワークの構築に向け、国道40号で進められている、規格の高い道路整備と鉄路の高速化などを関係機関に求めます。

・「１環状４放射」による幹線道路※網と各地域を安全で快適に移動できる補助幹線道路に加え、環境への配慮やコンパクトなまちづくりを推進するため、公共交通の充実とあわせ歩行者や自転車などが安全で快適に移動できる道路整備を進めます。

【水と緑の骨格軸】

・公園やゆとりある歩道、河川空間や道路空間などの緑を充実し、市街地を東西に結ぶ、緑豊かで潤いのある軸空間の形成を図ります。

【都市活動・交流拠点】

・キタカラ、稚内港及び中央地区商店街などについて、交通結節点や海の玄関口としての機能強化などを図り、「まち」と「みなと」が一体となった中心市街地の活性化など賑わいのあるまちづくりを行います。

・ノシャップ岬や稚内公園など、最北ならではの魅力を活かした公園緑地、レクリエーション空間の形成を図ります。

・道立宗谷ふれあい公園や大沼周辺の優れた水と緑空間を活かした、スポーツ・レクリエーション空間の形成を図ります。

・ＪＲ南稚内駅周辺、主要国道交差部周辺及び国道40号沿道など広域的な商業業務施設が集まる、拠点としての形成を図ります。

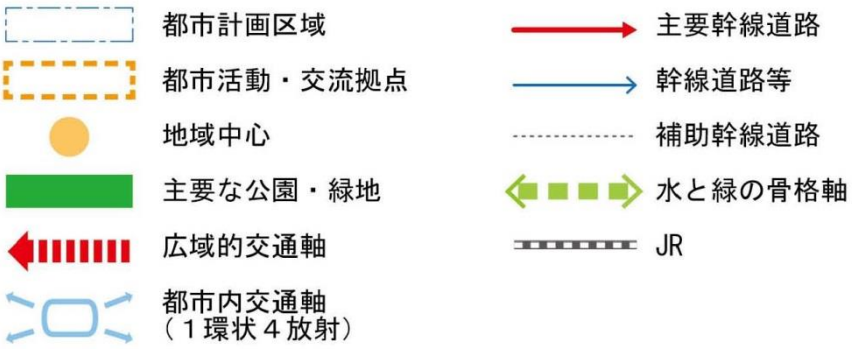

図15　土地利用・都市交通構造

出典：稚内市都市計画マスタープラン（H27.3）

３）北海道広域緑地計画（平成 13 年 2 月策定）

北海道広域緑地計画※（北海道策定）は、北海道全域の都市計画区域※全体を対象として、広域的観点から配置されるべき緑地の確保のための目標水準等を明らかにしています。

本市を含む道北圏に関する内容は以下のとおりです。

①系統別緑地配置方針

【環境保全】

・都市域内に分布し、市街地を取り囲む丘陵地や市街地内に残された樹林の保全に努めます。

・多様な生物の生息・生育環境となる丘陵地の樹林や、流水に対する安全性を考慮しながら、河川空間の緑などの保全に努めます。

・日本海沿岸やオホーツク海沿岸で気象条件の厳しい都市域では、現存する緑の保全に努めます。

【レクリエーション】

・都市域内の水辺や樹林地などを活かし、身近な自然とふれあうレクリエーション活動の場の創出に努めます。

・多様なレクリエーションニーズに応える、特色ある都市公園※の整備に努めます。

・広域的なレクリエーション活動の場を提供するとともに、地域の観光振興に資する都市公園※などの整備に努めます。

【防災】

・雨水の調整、土砂崩壊・崩落などの災害を未然に防止する、都市域内部の丘陵地の樹林の保全に努めます。

・都市域の災害を抑制・緩和する緑地の保全・整備に努めます。

・避難路との連絡を考慮しながら、都市域での災害発生時における広域避難地や復旧活動拠点として機能する防災公園などの適正な配置・整備に努めます。

【景観】

・都市域内の景観形成に資する市街地後背の丘陵地の緑の保全に努めます。また、流水に対する安全性を考慮しながら、複数の都市域を流れる河川空間などの緑の保全に努めます。

・街並み景観を形成する、道路空間の緑化推進に努めます。

・都市域内に分布する学校林、社寺林など、圏域の特徴的な景観の維持・保全に努めます。

②総合的な緑地配置方針

・圏域を取り囲む山並みから、丘陵地の樹林や河川空間の緑及び公園などを結ぶネットワークの形成に努めます。

・都市域内に分布する学校林、社寺林など、特徴的な緑の維持・保全に努めます。

・沿岸部などの気象条件の厳しい都市域では、現存する海岸植生の保全に努めます。

・日常的なレクリエーション空間としての公園・緑地の配置・整備に努めるとともに、公共空間の緑化や街並みの緑化を推進し、良好な都市生活環境づくりに努めます。

・広域的な観光・レクリエーション活動の場を提供するとともに、地域の観光振興に資する都市公園※などの整備に努めます。
・災害発生時における広域避難地や復旧活動の拠点として機能する公園等の配置・整備に努めます。

４）稚内市環境基本計画（平成 18 年 2 月）

稚内市環境基本計画※は、本市が目指す環境像を「海と緑が美しく、歴史・文化を大切にし、健康で安全に暮らせるまち 稚内」とし、自然環境、生活環境、社会環境、地球環境及び環境保全の視点から、次の５つ基本目標を掲げています。

〇自然環境を守り伝えるまち
〇豊かな自然や歴史・文化と調和した魅力的なまち
〇健康で安心して暮らせるまち　　〇地球環境問題に貢献するまち
〇環境保全に取り組むまち

５つの基本目標の内、緑の基本計画に関する「自然環境を守り伝えるまち」、「豊かな自然や歴史・文化と調和した魅力的なまち」及び「環境保全に取り組むまち」について、施策の大綱を整理すると以下の通りとなります。

表 11　稚内市環境基本計画における施策の大綱

基本目標	個別目標	施策の大綱
自然環境を守り伝えるまち	緑豊かな環境を創る	・森林・湿原・海岸・河川など地域の自然保全 ・緑とふれあう機会の創出 ・豊かな自然風景の保全
	水辺の自然を守る	・水辺環境の保全と再生 ・水辺空間の確保と、水とふれあう機会の創出
	野生の動植物を守る	・多様な動植物の生息・生育環境の保全 ・動植物の保護意識の向上 ・人と動植物との共存
豊かな自然や歴史・文化と調和した魅力的なまち	ふるさとの原風景を守る	・牧草地や丘陵地などの景観保全 ・海岸景観の保全
	歴史的文化的環境を守り伝える	・良好な自然・歴史・文化的景観の保全 ・郷土文化や歴史などの伝承活動の普及啓発 ・文化財の収蔵・展示施設の整備
	魅力ある都市景観を創る	・高齢者などに配慮した交通環境の整備 ・地域特性を活かした都市景観の創出 ・冬を楽しむ暮らしの創出
環境保全に取り組むまち	環境にやさしい行動を実践する	・環境マネジメントの普及 ・エコ商品購入の推進 ・環境にやさしい消費生活の実践
	みんなが学べる場を確保する	・環境教育・環境学習の充実 ・環境情報の発信 ・環境に関する行事・イベントの開催
	環境保全活動の環を広げる	・環境保全活動の場と人づくり ・環境保全活動への参加と活動支援 ・環境リーダーの発掘と育成

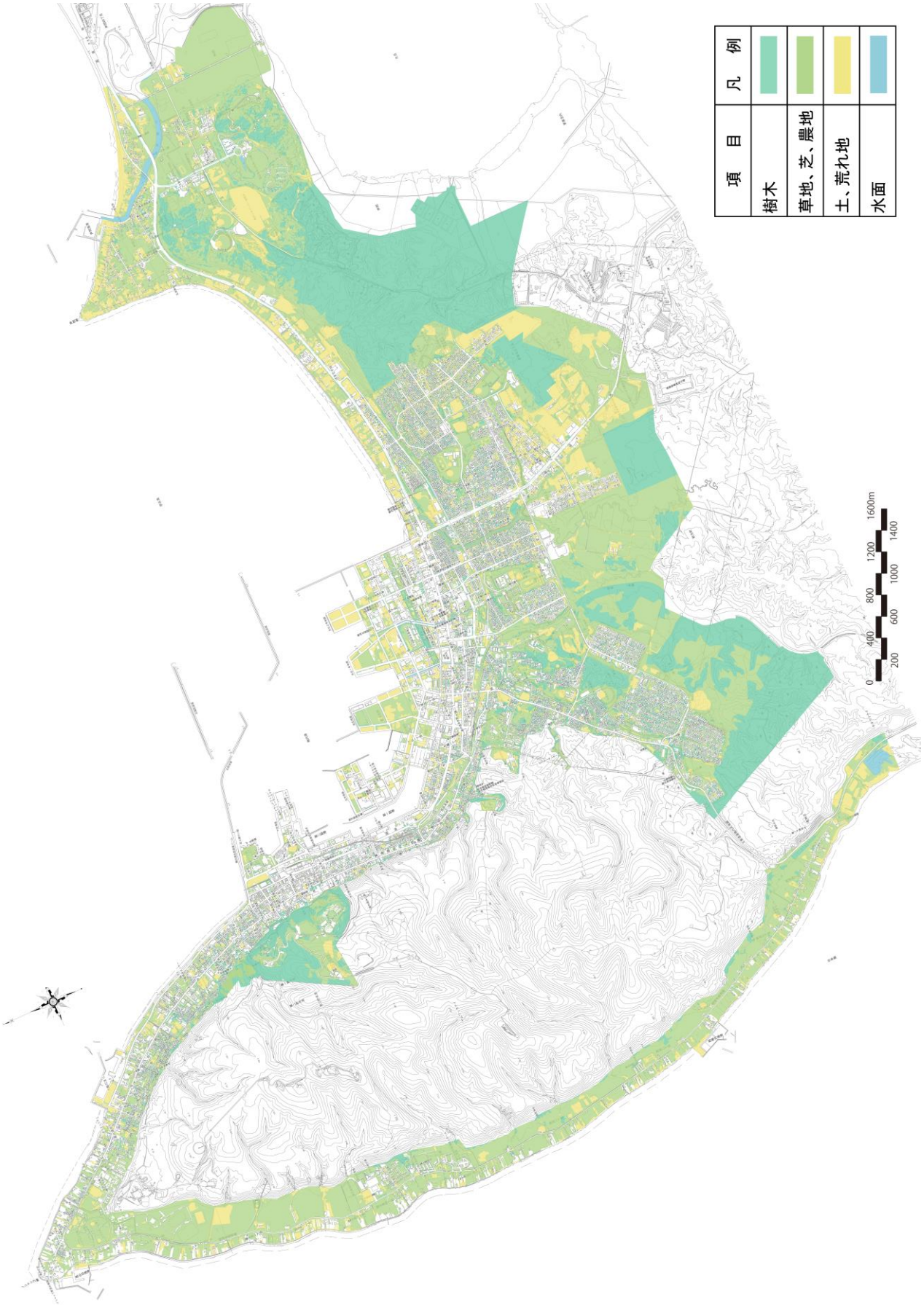

図 16　緑の現況

６｜課題の整理

１）環境保全系統　～　稚内の厳しい気候に耐え、後世に引き継ぐ緑を育む

海岸線、海岸段丘※、総合公園などの稚内の環境保全系統の緑は、厳しい自然環境の中にあって稚内の都市活動や都市生活を守り、さらに自然環境への負荷を軽減、野生生物の生息地となる緑の役割を担っています。

この緑は、本市の基本となる緑として将来にわたり保全を図り、後世に引き継ぐ必要があります。また、野生生物の移動経路として緑が連続することが大事であり、緑が連続したネットワークの形成を図る必要があります。

○ 海岸線、海岸段丘※、総合公園など、後世に引き継ぐ緑の保全が必要
○ 野生生物の移動経路の確保とエゾシカなど野生鳥獣と共生できる環境の確保が必要

２）レクリエーション系統
～　稚内の魅力を感じることができるレクリエーション系統をつくる

市街地西側の森林（育みの里）には自然散策路が、道立宗谷ふれあい公園付近においてミルクロードと大沼との間には遊歩道が設置され、稚内ならではの自然の魅力を感じることができます。

また、総合公園など大規模な公園、近隣住民の憩いの場となる近隣公園、また街区公園、ちびっこ広場、河川緑地などの小規模な公園緑地は、レクリエーション需要の多様化や自然とのふれあいに対応できるよう計画的に整備された緑です。

既存の公園・緑地などを活用しながら、稚内の魅力を感じることができるレクリエーション動線の確保が必要であるとともに、地区の中心となる公園や身近な公園について、コンパクトな市街地の形成に配慮しながら、公園利用の誘致圏や周辺の土地利用の状況に応じて、計画的に整備を行う必要があります。

○ 稚内の自然の魅力が感じられるレクリエーション動線の確保が必要
○ 公園利用の誘致圏や周辺の土地利用の状況に応じ、地区の中心となる公園や身近な公園を整備することが必要
○ 身近な小規模な公園緑地は、地域住民が親しみを持てる公園としての再整備が必要

３）防災系統

～　急斜面地、河川の総合的な緑化と防災ネットワークをつくる

市街地西側の海岸段丘※状の急傾斜地※（保安林）、市街地内の小河川、公園緑地、道路の街路樹は、災害の防止や災害時における安全な避難などに資する緑です。

斜面地の保全、急傾斜地※における森林や表土の保全、系統的な確保が必要です。

今後も新たな創出や治水対策に合わせた小河川の緑化、指定緊急避難場所※に指定されている公園への街路樹によるネットワーク化などを通じ、災害に強いまちづくりに努める必要があります。

○ 急傾斜地※の樹木や表土、保水力の保全、系統的な確保が必要
○ 小河川の緑化、街路樹のネットワーク化など、災害に強いまちづくりが必要

４）景観系統

～　海岸段丘、鉄道、河川など、稚内の歴史に根づいた緑をつくる

稚内らしい景観を形成する要素として急傾斜地※、潮風によりしなった樹木、市立稚内こまどり病院の周辺、歴史性が感じられるポプラの木やＪＲ旧天北線跡地、ウエンナイ川、稚内公園や宗谷ふれあい公園などがあります。また、北海道遺産である稚内港北防波堤ドームや、国の登録有形文化財に登録され稚内の漁業の歴史を伝える旧瀬戸邸が残されています。

これらの緑は、特色あるまちづくりに資する緑として豊かに育てる必要があります。また歴史性や場所などを考慮しながら、稚内の歴史や風景に根づいた緑資源として積極的な保全と周辺を含めた環境整備が必要となります。

○ 景観系統の緑は、まちづくりとして豊かに育てることが必要
○ 稚内の歴史や風景に根づいた緑資源として、周辺を含めた環境整備と保全を行うことが必要
○ 稚内港北防波堤ドームなどの文化財について、緑や花による演出などにより、歴史的な景観の向上を図っていくことが必要

５）住民参加の息吹を生かした、参加の緑をつくる

緑の必要性については、地球規模での効用や市民の癒しなど理解がある反面、落ち葉の清掃や除排雪作業のさまたげになるなど、市民の中に様々な考えがあります。

緑づくりについては、「緑に関するイベントに参加する」、「公園や歩道の花壇づくりや植樹に参加する」といった意見もあげられていることから、市民の「緑を大切に育てていく気持ち」を大切にし、参加の可能性を開く緑づくりの施策を導入することが必要となります。

○ 緑を守り育てることへの学習機会の充実など、みんなが学べる場を確保することが必要
○ 環境保全活動を通して、緑づくりの住民参加の環を広げていくことが必要